

## 第4回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：令和元年7月1日（月）13時30分～16時

会 場：八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

出席委員：6名

奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、鈴木委員、吉田委員

事務局：

岩田財政部長、保坂財政部次長兼財政課長、長内契約検査課長、谷崎工事契約GL  
三浦主査

次 第：

1. 開 会
2. 座長挨拶
3. 案 件
  - (1) 公契約制度の方向性（最終案）について
  - (2) 制度方針（一次案）について
  - (3)（仮称）八戸市公契約条例骨子（案）について
4. その他
5. 閉 会

### 1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

只今から、第4回八戸市公契約制度研究会議を開催いたします。本日は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 2 座長挨拶

事務局：続きまして、奈良座長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。奈良座長よろしくお願いいたします。

座長：委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

本研究会議は本日で4回目の開催となりますが、昨年度開催された研究会議のうち、第1回・第2回の議論を踏まえ、前回第3回の研究会議において、公契約に関わる労働者の労働環境を改善し保護するため、既に一部の市町村で導入済の公契約制度について、法的拘束力を有する条例での実施が望ましいのではないかという意見で合意を得たと認識しております。

加えて、前回の会議では、市内の建設工事業者を対象としたアンケート結果を踏まえ、下限額設定型、あるいは理念型のいずれが望ましいのかを主要な論点として議論を行ったところであります。

今回の研究会議では、前回に引き続き、制度の在り方について議論を行い、当市の方向性をより明確にしたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、これまでと同様、忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

事務局 : 奈良座長ありがとうございました。ここで本年4月1日付けの人事異動により、事務局職員に異動がありましたので、改めて紹介させていただきます  
(事務局職員の紹介)

事務局 : それでは資料の確認をしていただいた後、案件に入りたいと存じます。  
(配付資料の確認)

事務局 : それでは、案件に移りたいと存じます。奈良座長、進行をお願いいたします。

### **3 案件(1) 公契約制度の方向性(最終案)について**

座長 : それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。

では、まず、資料1の公契約制度の方向性(最終案)について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございました。只今事務局より、これまでの本研究会議での意見及びアンケート結果等を踏まえた方向性について、市独自の公契約制度については導入すること、制度の形式については条例で理念型とし、制度の対象としてまずは工事から実施したいとの説明がありました。

この部分については、前回の研究会議からの継続審議となっており、事務局より、本日の会議で決定したいとの説明がありましたので、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : まずは理念型で始めるということで良いと思うのですが、最終的に下限額設定型を目指すのであれば、その考えをもう少し明確に打ち出す必要があるのではないかと思います。資料2頁の「賃金下限額の設定については、制度の趣旨が十分に理解された後、制度の実施状況等を見ながら検討する」という表現では、少し弱いのではないかと思いますし、本研究会議として、下限額設定型を目指すのであれば、その点について明確にすべきではないかと思います。

委員 : 下限額設定型は下限額を設定するため制度自体を理解し易いと思いますが、理念型は、基本的にはそのような明確な基準のようなものがないため、制度内容について理解し難い部分があるように思います。

しかしながら、仮に、下限額設定型を目指すという明記した場合、捉え方によっては過度な期待を抱く方もいると思いますので、明記するのであれば、その内容について慎重に検討すべきであると思います。

委員：将来的に下限設定型を目指すということを明確に打ち出した上で当面は理念型で実施すべきか、将来的なことも含めて漠然とした形の方が良いのかという問題だと思います。

現在、建設工事を中心に議論が展開されておりますが、資料2頁の「必要に応じて業務委託・指定管理者制度への制度の拡充を検討する」という部分について申し上げますと、指定管理者制度については、業種によっては国で定める最低賃金額に近い、あるいはそれと同額で雇用されている労働者が実際にいることから、業務委託・指定管理者制度の中で働く労働者のことを考えた場合は、下限設定型の方が労働環境の確保の面からすると良いのではないかと思います。

しかしながら、建設工事業者に限って申し上げれば、国で定める最低賃金額未満で労働者を雇用するような企業は、今後、公共工事の入札に参加することはできないと思いますので、対象範囲を拡大する際に下限額設定型を目指すということは考え方の一つだと思いますが、当面の間、建設工事のみを制度の対象とするのであれば、当初より下限額設定型を目指すとするのは、踏み込み過ぎではないかと感じております。

委員：第3回研究会議の資料にもありましたが、独自の下限額を高く設定することで、会社が倒産したのであれば本末転倒だという意見もそのとおりだと思うのですが、制度実施後においても審議会のような中で議論を進めていくことで下限額設定型に変更することは可能なのでしょうか。

例えば、連合では、連合リビングウェイジ（連合で独自に算出している労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準）というものを国で定める最低賃金額とは別に独自算出しているのですが、税金を支払い、かつ最低限度の生活をするために必要な金額を全国平均で910円としております。以前も申し上げたかと思いますが、国では2020年までに最低賃金額を全国平均で1,000円とすることを目標としており、それに近づけるために本年10月においても2～3%最低賃金額が上昇することになると思います。

現段階においては、制度の確立が重要視されておりますので、制度実施後においても、先程申し上げた910円以上を保障するため、下限額設定型への移行も検討できればと思います。

座長：これまでの皆様の意見を整理しますと、将来の下限額設定型への移行を明確にした上で理念型で始めるのか、あるいは、当面の間、建設工事を制度対象とするのであれば、そこまで明確にする必要はないのではないかとのご意見がありました。

また、〇〇委員からは、最終的には、連合で算出する最低額を保障するような制度体系になって欲しいとのご意見をいただきました。

それ以外に皆さんからご意見・ご質問があればお願いいたします。

委員 : 国の最低賃金額の決め方ですが、どうしても生活保護との比較が問題であると思っております。確かに自由経済主義ですので、景気動向により賃金額が変動するのですが、最低限、生活保護費よりは上回っていれば良いだろうという考え方では、国で定める最低賃金額は低い額で推移することになりますし、逆に、現在のような人手不足により人員を確保する必要があるのであれば、自由経済主義の原則により、最低賃金額は上昇することになると思います。

それらを踏まえて、八戸市の公契約制度の中において、八戸市独自の最低賃金額を設定することが可能かという議論になると思いますが、国で実際に行っている最低賃金額の決定方法はかなり複雑な過程を経た上で決定することから、八戸市発注の建設工事において下限額を設定する場合、どのような組織体を準備する必要があるか等も含めて検討する必要があると思われま。

現時点においては、まずは制度を実施することが重要であると思われることから、遠い将来のことまで宣言をすることは避け、まずは実効性を担保した理念型で実施し、将来的な業務委託や指定管理者制度への拡充を検討するほうが重要であると思われま。

委員 : ○○委員のご発言のとおりで、まずは理念型で実施すべきであると思いま。下限額に言及した場合、過度な期待を持たせてしまい混乱が生じるおそれがあると思いま。

建設業界においては、現在の人手不足等の状況になる以前より、品格法等を踏まえ発注者に対し、公共工事設計労務単価及び落札率の上昇、並びに不適確業者の排除について常々要望しております。また、三省の労務費調査を行えば賃金額を不正に低く積算するような不適格業者は明らかになりますし、我々もそのような業者とは下請契約を結ぶことはありません。今申し上げた様々な状況を踏まえれば、理念型でスタートすべきだというのが私の意見です。

座長 : ありがとうございます。将来的に下限額設定型への移行を想定する場合、誰もが納得するような客観的な基準を視野に入れ検討する必要があるというご意見、また、仮に、理念型であっても、実効性を担保するような制度内容となっていれば問題ないのではないかと趣旨のご意見をいただきました。他に、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 資料2頁の「賃金下限額の設定については、制度の趣旨が十分に理解された後、制度の実施状況等を見ながら検討する」という部分ですが、この表現であれば、最終的には、下限額設定型を目指すという考えであると捉える方もいるように思われま。条例の中に下限額設定型を目指すというのを明記するというのではなく、本研究会議の考えとして、下限額設定型も検討するというのを明確にした方が良いのではないかと感じて

おります。

委員 : 経済状況及び世界情勢の変化等によって景気は変動いたしますし、今まで経験したことのない事態になれば、当然ながら景気は大きく変動いたします。そのような状況下においては、不適格業者への対応策として、八戸市に独自の下限額を整備する必要があると思いますが、その部分については、必要に応じて検討するという考え方でよろしいかと思っております。

座長 : 他の委員の皆さんから、ご意見等ありませんでしょうか。

委員 : そのような不適格業者に対する歯止めとして、条例に厳しい罰則を明記することが歯止めになると思っておりますし、必要になるのではないかと思います。

委員 : 八戸市では罰則についてどのように考えておりますか。

事務局 : 指名停止措置ということになると思っております。指名停止措置というのはあくまで、各自治体において要領等を定めておりますので、例えば、労働環境の報告を怠った場合、指名停止となるということを決めることは可能であると思っております。

委員 : 私は只今の事務局の意見に賛成です。先程申し上げた品確法とも関連する問題であると思っておりますし、調査していただいて構いません。しかしながら、調査等による事務手続が煩雑にならないようにしていただければと思っております。

委員 : 次の資料2の内容になってしまうのですが、公契約制度と労働基準法との関係ですが、対象工事の労働者が、自身の賃金の未払い等、何らかの法律に抵触する疑いのある申出を市に行った場合、市は権限がなければ賃金台帳等を確認することはできないと思っております。

しかしながら、この条例があることで、賃金台帳等を確認することが可能となり、国で定める最低賃金額以上の支払いの有無等を精査した上で、必要に応じて改善指導、それでも改善されない場合は指名停止あるいは契約解除等へ進むと思っております。

刑罰法規は労働基準監督署が対象業者に対して行うことになるとは思いますが、市の場合は対象工事をどうするかということになり、労働基準監督署とは別の視点で調査を行うことになるとは思っておりますので、それらを踏まえると、一定の効果は期待できるのではないかと思います。

座長 : それでは、今までの流れを整理させていただきます。理念型で制度を実施する場合であっても、受注者側が賃金台帳等を提出し、それに対して違反が著しければ指名停止等

の罰則を条例の中に明記することによって、労働者の労働環境を確保することに繋がり、条例の目的は十分達成されるのではないかということだと思いますが、他に、ご意見等はありませんか。

それでは皆様から頂いた意見を集約すると、本研究会議の総意としては、まずは工事を対象とした条例を整備し、下限額設定型ではなく労働環境の確保を謳った理念型で進めていくという方向性で、皆様よろしいでしょうか。

(全委員了承)

それでは、事務局案のとおりということで進めさせていただきます。

### **3 案件（２）制度方針（一次案）について**

座長 : 次に、資料２の制度方針（一次案）について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : 只今事務局から制度の一次案についての説明がありました。内容としては、対象契約を予定価格１億５千万円以上の建設工事とすること、適用労働者は元請業者及び一次下請業者とすること等についての説明でございましたが、委員の皆様から、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員 : 予定価格１億５千万円以上の建設工事というのは、どのような建築物が該当するのでしょうか。

委員 : 身近なものであれば、公民館はおおむねその金額ではないかと思います。

事務局 : 建築物の改修工事や市道の舗装工事等も工事内容によっては、予定価格１億５千万円以上の工事となる場合もありますので、数としては、極端に少ない事例ではないと思います。

委員 : 学校の改修等の建築工事ですと、今は資材が高いので対象工事に含まれるのではないかと思います。

委員 : 資料５頁の制度内容に関する周知というのは、人の出入り等も多いので難しいと思います。

事務局 : 資料８頁にも記載しておりますが、下限額設定型ではなく理念型で進めるということ

で、先程ご承認いただいたことから、賃金に関する部分で遵守すべきは、国で定める最低賃金額ということになります。

仮に、自身の賃金額が国で定める最低賃金額未満であった場合等における申出先等を明記した掲示物を工事現場等に掲示して労働者に周知するという事を想定しております。〇〇委員のご発言のとおり、建設業者も作業内容によって入れ替わりがあると思いますので、全ての建設業者に周知するという事は難しいと思われませんが、今申し上げた方法で行っている自治体が一般的であると思います。

委員 : 最近、施工技術が進歩した関係で、短期間で工事を終了する業者が増えております。我々元請業者といたしましては、安全教育等は徹底しておりますが、業者の入れ替わりがある中で、全ての労働者に対し行き届いているかどうかは正直申し上げて分からない部分もあることから、制度を実施する際には、この部分についても検討すべきではないかと思えます。

委員 : 市において、本工事は公契約制度の対象工事であり、受け取っている賃金額が国で定める最低賃金額未満である場合等における、市に対する申出方法等が明記されたパンフレット等を作成し、建設業者に配付すれば良いのではないかと思えます。

事務局 : 実際に、今の〇〇委員のご発言のとおり制度を運用している自治体もありますし、市で作成したひな形を元請業者に手渡した上で、元請業者が作成しているという自治体もあります。

委員 : 労働関係法令遵守状況報告書ですが、他都市で作成しているのは、資料にあるものと同じ内容ですか。

事務局 : 各自治体で多少異なっておりますが、大きな違いというものはありません。

委員 : この調査項目を遵守できない建設業者は、そもそも入札に参加する資格がないのではないかと思えます。

委員 : 第3回の研究会議において、郡山市の資料が提示されましたが、今回事務局が提示したのものよりもかなり細かい部分まで求めていると思えます。郡山市の調査項目も当然に遵守すべきことが明記されているのではないかと思えますので、この程度は盛り込んでも問題ないかと思えます。

建設業者については、時間外の上限が100時間を超えてはならないという猶予措置が5年間あるのですが、今後、その猶予措置が終われば、この時間外に関する調査項目が増えることは想定されると思えます。

委員 : 資料6頁の「(8) 本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらか」という設問はどういう意味ですか。

事務局 : 国で定める最低賃金額と実際に労働者に支払っている賃金とを比較し、その金額が国で定める最低賃金額以上となっているかを確認するという事です。

委員 : 建設業者及び市の事務負担があまり増えない程度で結構ですが、理念型の条例を整備したことが分かる調査項目になれば良いのではないかと思います。

委員 : 郡山市の報告書にある「始業・終業時刻を確認し、記録しているか」、「健康診断を定期的実施しているか」等は聞くべきであると思います。

委員 : 報告書記入時に調査項目の内容について確認すること等を踏まえ、普段あまり意識しない内容を調査項目に盛り込むべきではないかと思います。

委員 : 資料6頁の最も低い賃金額を記入してもらうような調査項目の必要性について検討すべきであると思います。

委員 : 理念型で報告を求める以上、市としては、最低の賃金額をどの程度支払っているかを把握する必要があるのではないかと思います。国で定める最低賃金額以上の賃金を支払っているかどうかだけではなく、一步踏み込んで実際の賃金額を確認する必要があると思います。

委員 : 建設業者の立場で申し上げますと、実際の賃金額というのは容易に回答できる項目ではないと思われます。

委員 : 労働者全員の賃金額ではなく、最低額のみを記載するのであれば、特段問題ないと思います。

委員 : 実際の工事現場で一番賃金が低いのはどの職種になりますか。

委員 : 国土交通省の公共工事設計労務単価からすると軽作業員だと思います。軽作業員は現場周辺のバリケードの設置等を行います。普通作業員となれば、実際に重機を使用して工事を行うことになります。

委員 : 複数の下請業者が携わる建設工事において、元請業者の労働者が軽作業員として従事



するということはあるのですか。

委員 : 自社で雇用する労働者が工事を行う場合もありますし、全てを下請業者に任せている場合もあると思いますので、業者間で異なっていると思います。

委員 : 元請業者より高い賃金にしたいという意識が下請業者の中にはあるものですか。

委員 : あまりに低い金額であれば、元請業者から指導されると思いますし、そのような業者は元請業者としては下請契約はできないということになります。

委員 : 話が逸れるかも知れませんが、悪天候で工事が行われない日があると思うのですが、そのような場合の賃金は保証されているのですか。

委員 : 働き方改革の関係で、ここ数年は保証されておりますし、その部分を有給休暇で対応するというものが一般的になりつつあります。

話が逸れるかも知れませんが、上請という言葉があり、これは我々地元業者が元請業者でありながら技術的な面において、下請業者となる大手の県外業者に工事の大部分を依頼する場合のことを言います。当然ながら、地元の下請業者とは異なり、多額の金額を支払うこととなります。そうなった場合は、下請業者の賃金額が元請業者と比較して増えるということも考えられると思います。昨今の技術革新等で、そのような上請業者に依頼をしなければならぬ建設工事が増えている状況がありますので、我々地元業者についても、安定的な経営をしなければ上請業者から仕事を断られる場合も出てくると思います。

座長 : ありがとうございます。労働関係法令遵守状況報告書の調査項目で、労働環境確保の実効性を持たせるため、少なくとも郡山市にあるような調査項目は必要ではないかというご意見がありました。また、賃金額について、対象工事内における労働者の最低賃金額の明記までを求めるかどうかという意見がありました。それらを踏まえて、ご意見等はございますか。

委員 : ○○委員にお聞きしたいのですが、元請業者が下請業者の分を取りまとめて市に報告するのであれば、労働者の最低賃金額を記載とした場合、元請業者としては下請業者の具体的な金額を知ることができるということが懸念される部分でしょうか。

委員 : 元請業者がどの程度介入すべきかが懸念されます。

委員 : 介入というより、取りまとめ責任を負うことになるので、下請業者に対し、記載の上、提出するよう指導することになると思います。

委員 : 報告の対象は、市が発注する予定価格 1 億 5 千万円以上の建設工事に関してのみということであり、件数も年に 10 件程度のようなので問題ないと思います。

委員 : 対象工事に従事する全労働者の中における最低の金額を書くだけとなりますし、国で定める最低賃金額が毎年 10 月に変更になりますが、変更前の金額のまま推移しているということも想定されることから、具体的な賃金額を記入させることにより、その確認も併せてできることから、金額の記載は必要であると思います。

委員 : これまでの元請・下請の信頼関係があるのだから、あえてそこまでの確認が必要かどうかということはあると思います。

委員 : 下請業者にも様々な業種があることから、当然に賃金額に差は出るとは思いますし、そこは元請業者も事情が分かっていることから、大きな問題はないと思います。

委員 : 郡山市のような職種別の最低賃金額の記載までは必要ないと思いますが、全職種における最低賃金額は必要であると思います。

委員 : 議論が最初に戻りますが、「はい」「いいえ」だけで回答する場合、確認方法としては不十分であると思います。やはり金額を書かせた上で、国で定める最低賃金額以上の金額を支払っているということを明確にしなければ、発注者である市においても確認ができないと思います。

委員 : 下請業者が労働関係法令遵守状況報告書を記載の上、元請業者に提出することになると思うのですが、万が一、下請業者が国で定める最低賃金額未満の金額を記載した場合、元請業者としてその部分を確認する方法がないと思います。

委員 : 下請業者が虚偽の金額を書いて市に提出した場合、元請業者が責任を問われるのではないかということですか。

委員 : そのとおりです。そのような状況になった場合に、元請業者としてどのようにしてその部分に関わるべきなのかが分からないということです。例えば、金額を確認する際に、賃金台帳を下請業者から出させることも考える必要があると思いますが、その一方で、下請契約の度に同様の確認をするのであれば、手続の多い元請業者とは今後、下請契約を締結しないということにも繋がりがねないのではないかと危惧しております。

委員 : 発注者である市と下請業者が直接やり取りした方がよいのではないかと思います。

委員 : 建設業法では、下請業者が倒産し労働者に対する賃金が未払いの場合、元請業者が可能な限り肩代わりするようになっております。元請業者はそこまでの責任を負っているということになります。

委員 : 条例施行後、仮にこのような事態になった場合、発注者である市は元請業者あるいは下請業者のいずれかに罰則等を適用することになるのかを明確にすべきだと思います。

委員 : 下請業者ではなく市と直接的に契約を締結している元請業者が罰則の適用対象になると思います。仮に、そこまでの手続を発注者が求めるのであれば、二次下請以降も賃金台帳を確認できる体制を確立していただく必要があると思います。社会保険の加入についても、我々元請業者は一次下請業者の分は全て照合しております。仮に、その下請業者の従業員が50人いる場合、元請業者は50人全員分の保険証を全てチェックしております。それは元請業者の責任が問われるからであり、指名停止措置を受けた場合、自社も経営的に厳しい状況になりますし、長年にわたって契約をしている下請業者にも迷惑を掛けることになるためです。

座長 : ありがとうございます。〇〇委員より金額まで明記させるのでなければ効果がないのではないかという意見に対し、〇〇委員より、下請業者が最低賃金額を虚偽記載した場合、元請業者・下請業者それぞれの責任の所在についての問題が出てくるのではないかというご意見が出たのですが、その他皆様からご意見等はございますか。

委員 : 下請業者が国で定める最低賃金額を下回る金額を支払っていた場合、元請業者ではなく、その下請業者が労働基準監督署に摘発されるということで間違いはないですね。

委員 : 労働基準法上、元請業者は関係ないです。

委員 : 理念型で既に制度を実施している自治体で、今のようなケースがあった場合にどのように対応しているか、事務局に調査していただければと思います。

委員 : しかしながら、内容が複雑になる場合には、元請業者・下請業者とも事務負担が増えることになると思いますので、各自治体での長所を取り入れた制度にしていきたいと思います。一番の目的は、本工事が公契約対象工事であるということ、元請業者・下請業者それぞれに意識していただくことだと思います。

委員 : そういう意識啓発もこの理念型の目的の一つだと思います。発注者が先頭に立って制度を広め、元請業者はより責任感を持って入札・契約に臨む必要があるのだと思いますし、下請業者との関係もより適正にしなければならないと思います。

委員 : 事務局案について質問ですが、労働関係遵守状況報告書を提出しなければならない時期というのは契約締結時になりますか。

事務局 : 契約締結時に下請業者分も含めて提出させる自治体もありますし、契約締結時には下請契約をしていないという状況等を踏まえ、契約締結時は元請業者のみが報告書を提出し、その後、一定期間経過後に、下請業者分を元請業者が取りまとめの上、市に提出するという運用をしている自治体もございます。

委員 : 今の議論の内容を確認すると、労働者の最低賃金額を下請業者も含めて記載させるのかどうかということですが、何も疑義のない段階より金額の記載を求めるのか、あるいはその段階においては「はい」「いいえ」のみとし、何らかの疑義があった際に金額の報告を求めることで良いのではないかという論点になっているかと思えます。

〇〇委員のご発言のとおり、元請・下請の信頼関係に亀裂が生じるのではないかとこの事情もわかりますので、最低賃金額の記載は契約当初時においては不要とし、何らかの疑義が生じた際に立ち入り調査等を行った上で、金額等を確認すれば良いのではないかと思えます。

座長 : 〇〇委員から最低賃金額の記載について、元請・下請の信頼関係の問題から、この遵守状況報告書を提出する初期の段階では、具体的な金額の記入まで求めず、「はい」「いいえ」だけとし、何らかの疑義が発覚した場合に具体的な金額の記述を求める等の段階を踏まえた柔軟な対応でも良いのではないかという意見がありましたが、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思えます。

委員 : この条例をつくるという意義を考えた場合、やはり金額を書いてもらった方が良いのではないかと思えます。予定価格1億5千万円以上という線引きをしていることから、全ての建設工事が対象とはなりませんし、具体的な賃金額を記載させることにより元請・下請の関係に亀裂が生じるということはないのではないかと思えます。

国で定める最低賃金額を下回るということは、普通に考えればないと思えますし、条例をつくる以上、この金額を書くというのも意識付け等の観点から見ても大切なことではないかと思えます。

委員 : 郡山市の例を見た場合、条例における用語の定義が、「事業者等」になっていて、具体的には「事業者及び事業関係者」となっています。事業関係者には下請業者が含まれており、下請業者についても労働環境報告書の提出が義務付けられるということになります。

仮に国で定める最低賃金額を虚偽記載し、元請業者を介して市に提出したところ、その虚偽記載が公になり、その結果、元請業者が指名停止措置となるのではないかということをお〇〇委員は危惧されているのだと思えます。

一方で、理念型であっても労働環境の保護を目的とした条例とするためには、「はい」「いいえ」だけではなくもう一步踏み込んだものにする必要があるのではないかという意見も理解いたしますので、難しい問題であると思います。

委員 : 国土交通省の場合、一次下請業者が社会保険未加入の場合、元請業者が指名停止となります。結局のところ元請責任になるのです。

委員 : 仮に「はい」「いいえ」だけの報告書とした場合であっても、国で定める最低賃金額以上の賃金を支払っているかという設問に対し「はい」としたが実際はそうではなかった場合は、それも虚偽ということになりますので、元請業者としては虚偽記載をされた場合の対処方法がないということになると思います。

委員 : 資料5頁の労働環境の確保に係る特約条項の中に、「労働者に対し、制度の内容について周知を行うこと」とありますので、制度内容及び提出書類等について、元請業者が下請業者に説明を行うこと等を徹底させることにより、下請業者も理解するのではないかと思います。

委員 : 賃金未払いを理由に労働基準法違反で検挙となった事例はありますが、国で定める最低賃金額に満たない金額を支払っていたことによる最低賃金法違反の事例は、ほぼ無いと思われますので、そこは性善説でも問題ないと思います。

委員 : 建設工事ではないのですが、民間においては国で定める最低賃金額に満たない金額での支払いを行ったことにより、行政処分を受けたところは把握しております。

委員 : 現在、建設業は元請業者が大きな責任を負っていると思います。元方安全衛生管理者等を配置することになっておりますし、労災事故が起きた場合は元請の事故として取り扱われることになっております。先程の社会保険の問題についても、下請業者が加入していない責任までを元請業者が負っている状況になっております。

そのような状況の中で、この報告書の件についても、仮に、下請業者が国で定める最低賃金額未満の金額を支払っており、その責任を元請業者が問われるのではないかということを〇〇委員は危惧されているのだと思います。

委員 : 仮に、下請業者が社会保険に加入していない場合、元請業者は指名停止措置となることから、新規の下請業者と契約するときは、社会保険の加入状況等の情報収集をする必要が当然出てくることとなります。

委員 : 社会保険の加入について、元請業者は下請業者の状況をどのような方法で確認するの

ですか。

委員 : 保険証で確認する、あるいは資料等を添付してもらうことで確認しております。

委員 : 国で定める最低賃金額以上の支払を元請業者がどのように確認するか、その手段が重要になってくるのだと思います。

委員 : 賃金台帳を確認するという事は元請業者であってもできません。そこは良識に基づいた報告だということで信頼するしかないと思います。

委員 : 下請業者が国で定める最低賃金額以上の賃金を支払っていると報告したにも関わらず、実際は時給 500 円で労働者と契約していた場合、元請業者が責任を問われるのかどうかという議論であると思います。

先程もありましたが、国土交通省の二重払いを迫るという制度について、結局、元請業者が下請業者に代金を支払ったにも関わらず、下請業者が払わなかった場合は、元請業者に再度の支払いを求める強行法規になっております。それをやらなければ、指名停止となることから、それは守らざるを得ない体制になっております。

やはり公共工事の入札に参加するということは、それなりの責任が必要であるということになりますし、仮に、下請業者の支払金額が国で定める最低賃金額未満の場合、その責任が自らに及ぶという覚悟が必要になるのではないかと思います。

委員 : その覚悟は必要になってくると思います。発注者側もそれを踏まえ、指名業者になる為の様々な条件を付しておりますので、仮に、今回の公契約制度にはこれが必要だとなれば、我々は基本的には了承する他ないということになります。

委員 : 発注者がどの程度の水準のものを求めるかということ踏まえ、次回の研究会議において、改正案を提示していただければと思います。

座長 : ありがとうございます。委員の皆様から最低賃金額の記載について多数のご意見をいただきました。それらを踏まえまして、この件については次回の研究会議において、事務局より詳細な説明があると思いますので、次の案件に移りたいと思います。

### **3 案件（3）（仮称）八戸市公契約条例骨子（案）について**

座長 : 次に、資料 3 の（仮称）八戸市公契約条例骨子（案）について、事務局から説明をお願いします。

（資料に基づき事務局説明）

座長 : 只今事務局より条例の骨子に関する説明をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問ございませんでしょうか。

委員 : 制度の対象契約に関する項目は、条例のどの部分に記載されるのですか。

事務局 : 以前も申し上げましたが、予定価格1億5千万円以上というのは、変更する可能性がありますので、それらを踏まえ、条例ではなく同時に整備する施行規則に記載する方向で検討しております。

委員 : 用語の定義のようなものは条例・施行規則のどちらに記載されるのですか。

事務局 : 用語の定義に関しては、条例に記載予定としております。本日の資料は条例の骨子部分のみとしておりますので、定義に関しては割愛しております。

委員 : 資料7頁にある「基本方針」の「(2) 談合その他の不正行為の排除」という記載はどのように解釈すれば良いのでしょうか。

事務局 : 条例の目的として公契約の手續及び履行に係る基本方針を定めるとしてあり、その結果として、談合その他の不正行為の排除に繋がっていくと考えておりますので、そのような記載とさせていただきます。

委員 : 資料8頁の「労働者の申出」というのは、具体的にどのようなことを意味しているのでしょうか。

事務局 : 自分の受け取っている賃金が国で定める最低賃金額未満である場合に、その旨を市に対し、申し出ていただくということになります。

委員 : 記載順については、序列のようなものはあるのですか。

事務局 : 序列のようなものはありません。他の自治体の条例、及び当市の制度に対する考え方に基づいた骨子案となっております。

委員 : 「談合その他の不正行為の排除」という項目が上位に記載された場合、このような事実があるという疑念を持たれてしまう可能性があるため、削除できないのであれば、最上位に記載していただきたいと思っております。

委員 : 罰則の内容については、条例に記載されるのですか。

事務局 : 基本的な部分は条例に記載する予定ですが、具体的な内容については、契約約款、特約条項等に記載することになると思います。

座長 : その他ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。それでは、この資料3についても、先程の資料2と同様、委員の皆様から出たご意見等を踏まえ、次回、事務局から詳細の説明があると思いますので、事務局は対応をよろしくお願いいたします。

#### 4 その他

座長 : 最後に、全体を通してのご意見・ご質問等がありましたら、お願いします。

委員 : 今後のスケジュールは、どのようになっているのですか。

事務局 : 本研究会議の次回開催日は8月26日を予定しております。8月の会議内容を踏まえ、残り1～2回開催する予定としております。

委員 : 残り2回の会議で、制度実施の目途が立つということでしょうか。

事務局 : 本年中には本研究会議は制度案を立案の上、終了する予定としております。

委員 : 条例の施行時期はいつ頃の予定ですか。

事務局 : 2021年(令和3年)4月を予定しております。

座長 : 他にご意見・ご質問等よろしいでしょうか。では、無いようですので、以上で、本日は終了となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 : それでは事務局から次回の会議の日程についてご案内いたします。

先程も申し上げましたが、今回は、令和元年8月26日、月曜日の午後1時30分から、場所は、本日と同じこちらの議会第一委員会室を予定しております。開催日時が近づきましたら、改めましてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座長 : それでは、事務局は本日提出された意見・質問等を踏まえ、次回の研究会議に向けて、資料の作成等をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、次回の開催までに、本日の資料の確認、及び、所属団体での報告等をお願いいたします。他になければこれで終了し、進行を司会にお返ししたいと思います。

司会 : 奈良座長、ありがとうございました。



それでは、以上をもちまして、第4回八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。今日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。